

岩手県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成23年2月4日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
 岩手県監査委員 樋下 正信
 岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
岩手県一関児童相談所	平成22年12月20日	伊藤 孝次郎
岩手県宮古児童相談所	平成22年12月15日	樋下 正信 工藤 洋子
岩手県立一関高等看護学院	平成22年12月20日	伊藤 孝次郎
岩手県立宮古高等看護学院	平成22年12月13日	〃
岩手県北海道事務所	平成22年12月20日	千葉 康一郎 工藤 洋子
岩手県立宮古高等技術専門学校	平成22年12月15日	樋下 正信 〃
岩手県立二戸高等技術専門学校	〃	千葉 康一郎 伊藤 孝次郎
岩手県漁業取締事務所	平成22年12月20日	伊藤 孝次郎
岩手県農業研究センター畜産研究所	平成22年12月15日	千葉 康一郎 伊藤 孝次郎
岩手県内水面水産技術センター	平成22年12月13日	伊藤 孝次郎
宮古教育事務所	平成22年12月15日	樋下 正信 工藤 洋子
岩手県立盛岡農業高等学校	〃	千葉 康一郎 伊藤 孝次郎
岩手県立釜石商工高等学校	平成22年12月20日	伊藤 孝次郎
岩手県立山田高等学校	平成22年12月16日	樋下 正信 工藤 洋子
岩手県立宮古高等学校	平成22年12月15日	〃 〃
岩手県立宮古工業高等学校	平成22年12月16日	〃 〃
岩手県立宮古商業高等学校	〃	〃 〃
岩手県立宮古水産高等学校	平成22年12月15日	〃 〃
岩手県立福岡高等学校	〃	千葉 康一郎 伊藤 孝次郎
岩手県立福岡工業高等学校	〃	〃 〃
岩手県立気仙光陵支援学校	平成22年12月20日	伊藤 孝次郎
岩手県立釜石祥雲支援学校	〃	〃
岩手県立宮古恵風支援学校	平成22年12月13日	〃

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

- (1) 岩手県立宮古高等技術専門学校 旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが20件、81,162円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 岩手県立盛岡農業高等学校
 - ア 授業料の徴収に当たり、減免の取消し決定後相当期間経過してから調定しているものが1件、59,400円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
 - イ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、20,027円、多く支給してい

るものが1件、107,071円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

- (3) 岩手県立宮古水産高等学校 授業料の徴収に当たり、減免の決定後相当期間経過してから減額調定しているものが3件、227,700円あったので、適正な事務の執行に努められたい。